

宮崎県市町村職員共済組合  
公報第426号

宮崎県市町村職員共済組合ひまわり荘  
外壁改修工事に係る一般競争入札

令和8年6月24日  
宮崎市瀬頭2丁目4番15号  
宮崎県市町村職員共済組合

○公告第8号

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。  
令和8年6月24日

宮崎縣市町村職員共済組合  
理事長 甲斐 宗之

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮崎縣市町村職員共済組合ひまわり荘外壁改修工事
- (2) 工 事 場 所 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番5号
- (3) 工 期 契約締結の日から令和9年1月31日まで
- (4) 工 事 概 要 3,643.33㎡(事務局棟含む)  
9階建て/RC造  
上記に係る外壁改修、外部建具シーリング更新、鉄部  
塗装、転落防止手摺設置等に係る工事一式  
※ 詳細については、「宮崎縣市町村職員共済組合ひま  
わり荘外壁改修工事仕様書」を参照
- (5) 予 定 価 格 落札者決定後公表
- (6) 最低制限価格 有

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当すること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県内の地方公共団体等から指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。  
なお、指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであつても、本競争の参加資格はない。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 宮崎県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。
  - ① 最新年度の宮崎県競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事部門の特Aランクに登載されている者であること。
  - ② 宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所のうち本店を有していること。
- (7) 入札参加資格要件申請書等、本組合に対する提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (8) 本組合から後記3による仕様書等の交付を受けた者であること。
- (9) 公告又は仕様書等に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (10) 本組合において、入札参加資格要件を審査した結果、入札参加資格を有する旨通知されたものであること。
- (11) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
  - ① 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等（その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (12) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

### 3 仕様書、図面等の交付及び問合せ先

#### (1) 仕様書、図面等の交付方法

令和8年7月13日(月)17時までの間において、本組合総務課メールアドレス宛てに次の事項を記載したEメールを送信することにより、交付を依頼すること。

##### 【記載事項等】

件名：仕様書等交付依頼（外壁改修工事）

本文：ア 会社名

イ 担当者名

ウ 本件入札に係る仕様書等の交付を希望する旨

#### (2) 問合せ先

入札担当者：総務課庶務係 黒木、首藤、長友

Eメール：soumu@myz-kyosai.or.jp

#### (3) その他

問合せは、原則としてEメールでのみ受付けるものとし、前記(2)に記載のメールアドレス宛にEメールで提出すること。

##### 【緊急時連絡先】

宮崎県市町村職員共済組合総務課 0985-24-5282

### 4 入札説明会

実施しない。

### 5 現地調査

本入札に参加を希望する者で事前の現地調査が必要な場合は、後記7(1)の「入札参加資格要件確認申請書」を締切日までに提出することとし、前記3(2)の担当者と日時を打合せの上で実施すること。

### 6 本入札に関する質問

入札仕様書の内容等に関する質問がある者は、この公告の日から令和8年7月7日(火)17時までに、「質問票」を前記3(2)に記載のメールアドレス宛てにEメールで提出すること。

なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メールで通知する。

また、提出期限までに到着しなかった質問及びEメール以外での方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 7 入札参加資格要件確認の申請

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格要件確認申請書」に定める必要書類を添付して、次に記載のとおり持参又は郵送（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、提出書類の内容について、入札執行日の前日までに本組合から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、申請時に担当者の身分を証明する書類（会社名、氏名、電話番号、Eメールアドレスが記載されたもの。名刺可）を併せて提出すること。

### (1) 申請書類の入手方法

宮崎県市町村職員共済組合のホームページ（<http://www.miyazaki-kyosai.jp>）からダウンロードすること。

### (2) 提出期限

令和8年7月13日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出場所

〒880-8525

宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号

宮崎県市町村職員共済組合 総務課庶務係

## 8 入札参加資格要件の審査及び確認結果の通知

本組合は、提出を受けた入札参加資格要件確認申請書等について内容審査を行い、入札参加資格を有する者であるかを判断し、次のとおり通知する。

### (1) 通知日

令和8年7月15日（水）

### (2) 通知先

「入札参加資格要件確認申請書」を提出した担当者

### (3) 通知方法

入札参加資格要件の確認後、入札参加資格要件確認結果通知書を送付

## 9 入札執行の日時及び場所

### (1) 入札日時

令和8年7月22日（水）午前10時から

(2) 入札場所

宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番5号  
ひまわり荘「高千穂」

10 入札及び開札

(1) 入札にあつては、宮崎県市町村職員共済組合一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）を遵守すること。

(2) 入札執行場所に入場できる者は、1社2名以内とし、入札に参加できる者は、入札参加資格要件確認結果通知書により入札参加を許可された者又はその者から正当な委任を受けた代理人とする。

なお、入札にあつては、本人確認のため、本組合から通知された入札参加資格要件確認結果通知書の原本又は写しを持参すること。

(3) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式3）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(4) 入札において、再度の入札を行う場合の回数は2回とする。

(5) 開札は、入札執行日と同日に行うこととする。

11 入札書の記載方法

(1) 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとする。

(2) 入札書（「入札心得」中 別紙様式第2号をいう。以下同じ。）の記載にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 工事費内訳書の提出

入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を入札書と同時に提出しなければならない。なお、再度入札においては提出不要とする。

13 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 14 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、工事履行保証契約又は宮崎県市町村職員共済組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 提出書類の作成に係る費用

提出者の負担とする。

(6) 書類の取扱い

提出された書類は、本組合において提出者に無断で、他の目的に使用できないものとする。また、提出された書類は返却しない。

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 守秘義務

仕様書等の交付を受けた者、その従業員及びその下請負者は、機密を保持し、事業又は事業に関する一切の情報を第三者に開示してはならない。本公告並びに付随の書類、図面についても秘密情報として扱うこと。事前の書面による承諾を得ることなく、当事業に関する情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、業務の履行に必要な範囲での開示は認めるが、同様の遵守とする。

(9) 補償

引渡完了確認後においても、施工部分及び物品に改良等の必要が生じた場合は、本組合の瑕疵が明らかな場合を除き、落札者（請負者）の負担により対応すること。

(10) その他

落札決定後、所定の事項を落札者が履行しないと本組合が判断した場合は、契約を締結しないことがある。